令和５年度第２回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	令和５年１月 15 日（月）　午後 18 時～20 時 日野市役所本庁舎５階　507 会議室
出席委員	委員長　藤村　和正（明星大学建築学部教授） 委　員　藤澤　整　（弁護士　シャローム法律事務所） 委　員　蝦名　潤　（税理士　蝦名・加瀬会計事務所）

◆議事次第

１．開会
２．委嘱状交付
３．委員長選出
４．審議事項
（１）対象案件の概要について
（２）抽出案件について
（３）日野市の契約における課題、今後の審議事項について
５．その他
６．閉会

４．審議事項

（１）対象案件の概要について

事務局	・今回の対象は、令和５年７月１日から令和５年 12 月 31 日までに締結した契約。 ・トータルの件数としては、前年同時期が 280 件、今期は 325 件で 12%の増加。 ・工事と設計測量、修繕で件数が大きく増加。委託では若干の減少。 ・工事業種についても昨年は土木関係の工事が多かったが、今期は建築工事も多くなっている。

（２）抽出案件（審議事項）について

・特別支援学級（大坂上中学校 10 組）移動教室バス借上

（生徒の特性上から日程や交通手段の変更ができないため、１回目の不調後、緊急により競争に付すことができないものとして特命随意契約５号で処理したもの。）

委　員	・移動教室のための利用なのに履行期間が一週間分確保してあるのはなぜか。
事務局	・打ち合わせを含めて履行期間を取っている。
委　員	・届出運賃の下限額は業者によって異なるのか。 その場合、初めの予定価格が届出運賃だけで見ても不可能な金額であったということか。
事務局	・届出運賃は基本的な下限額が決まっていて、そこから業者ごとに定めている。 ・参考見積を徴取した業者と応札した業者が異なっていたため、予定価格に収まらず不調となってしまった。
委　員	・履行期間の確保や、運転手不足、各業者の最低価格等の要因から最終的に特

	命随意契約になったが、それは本当に仕方なかったのか。
事務局	・特命随意契約の５号は、主に災害のような緊急の事態で市民の生命、財産が危険につながる場合を言っており、事務の遅れは理由にはならない。 ・本案件では、移動教室の対象が特別支援学級の生徒たちであり、急な予定変更には対応が難しいと学校側から伝えられていた。そのため、生徒たちの健康面に配慮するという形で特命随意契約の５号という扱いとした。 ・本案件については、早めに契約依頼をかけることができたのではないかという点もある。バス借上については契約事務に係る時間を考慮し、最低でも２か月前には契約依頼を提出するよう庁内にアナウンスしている。
委　員	・なぜ契約依頼の提出が遅くなったのか。
事務局	・学校側が移動教室の行き先は決めているものの、行程を決めかねていたため、担当課としても契約依頼の提出が引き延ばしになってしまった。
委　員	・特命随意契約の２号で、その業者に頼むしかなかったという言い方はできたのか。
事務局	・特命随意契約の２号は、契約の目的・性質が競争入札に適さないということで、特殊な技術や、特許工法、施工先が特定されている場合等が要件となっている。そのため本案件は特命随意契約の２号に適さない。
委員	・契約依頼の提出期日を明文化するといいのではないか。
事務局	・本件の後、総務課から文書を出し、２か月前には契約依頼の提出をするよう庁内に周知した。
（３）日野市の契約における課題、今後の審議事項について	
事務局	〈最低制限価格の算出方法について〉 ・市の算定基準が古いことから、国土交通省からも見直しの要請があった。そのため令和６年度に算定基準の見直しを考えている。 〈総合評価方式の適用範囲の見直しについて〉 ・市では現状工事のみに適用している。 ・試験的に委託に導入したことはあるが、入札参加者がおらず、競争が成り立たないことがあった。それ以降、委託での運用はストップしている。 ・他市の状況を参考にしながら、方向性を検討していかなくてはならないと考えている。